

令和3年度第7回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年3月8日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和4年3月17日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和4年3月17日		午後2時30分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	7番	源嶋 たまみ		12番	落合 健治	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	塚 本 健		生涯学習課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	岡 本 雅 博	
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文		住民ほけん課	和 泉 理 恵	
	総 務 課 長	仲 川 広 人		福祉課長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福祉課	大 石 尚 美	
	企画観光課長	林 田 浩 之		建設課長	林 田 裕 一	
	企画観光課			建設課	佐 々 木 英 人	
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課			農林整備課		
	税 務 課 長	東 健 一 郎		産業振興課長	小 林 昭 洋	
	農委事務局長	小 田 章 一		産業振興課		

会 議 に 付 し た 事 件

同意第4号 同意第5号	一般質問 固定資産評価審査委員会委員の選任について 農業委員会委員の任命について 多良木町議会議員の派遣について 特別委員会の次の会期への継続調査について
----------------	---

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから本日の会議を開きます。

本日は配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

従って、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

9 番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9 番久保田武治さん。

久保田 武治君の一般質問

○9 番(久保田 武治君) おはようございます。まず冒頭に、2 月 24 日、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始しました。これはウクライナの主権と領土を侵害する、明白な国際法違反であり、断じて容認できるものではありません。さらに連日、病院などを無差別で攻撃し、子どもや女性など一般市民にも多数の犠牲者が出るなど、断交極まりないロシアの所業に、慢心の怒りを込めて抗議の意思を表明し、直ちにロシアに即時の停戦と撤退を求めるものです。こうした中、安倍元首相をはじめ、自民党や維新の中から、敵基地攻撃能力保有や、アメリカとの核共有議論をすべきだという声があがっていますが、とんでもないことです。核兵器が使われたら、どんなに凄惨で非人道的な事態となるか。あの 76 年前の広島、長崎の体験の上に立って、核を使うな、核をなくせと世界に訴えることこそが、我が国が果たすべき役割ではないでしょうか。そのことを強く強く申し上げて、質問に入ります。

まず 1 番目のコロナ対策・対応についてですが、昨日も同僚議員からもなされておりますが、私の方でもテーマを絞ってですね、お尋ねをしたいというふうに思います。

まず質問要旨の 1 ですが、県内でも 10 代前後の感染者が増えておりますが、保育園や学童クラブでの対策はどのように強化されているのか。

まず人吉球磨管内では、相対的に感染者が少ないとはいえ、全県的には感染が高止まりし、10 歳未満から 30 歳代が約 6 割を占めています。ところがここ 2、3 日には、この地域でも感染者が急増しております。とりわけ保育園や保育施設のクラスターが連日、後を絶ちません。全国でも 800 か所もの保育所が全面休園する事態にもなりました。

そこでまずこの間、町内の保育園や学童クラブでの感染による休園や濃厚接触者などとして登園自粛要請などの事例があったのかどうなのか、その点についてまず伺います。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、お答えいたします。

町内の保育園でも、園児の感染や濃厚者となった事例はこれまでに数回確認されておりますが、幸いにも、その他の園児や職員への感染は確認されておられません。しかしながら昨日

ですけれども、町内の保育園の園児から、また学童の利用児童から感染が確認されたという報告がありまして、昨日その対応をとっております。

感染が確認された後の対応についてですけれども、園児から感染が確認されました時には、保健所の接触者等に関する調査が入りますので、その調査が終了し、施設内の消毒作業が終了するまでの期間は、全面休園を行っております。全面休園を行った期間は、感染が確認された翌日のみで、翌々日には通常保育を再開しております。

ただし、ある保育園では、感染者のほかに、濃厚接触者等確認されませんでしたでしたが、感染が確認された児童のクラスに通う他の園児と担任の先生に対して、PCR 検査を受けるよう保健所から指示がありましたので、PCR 検査を受けていただき、結果が判明するまでの期間は、そのクラスのみ部分休園を行った事例もあります。

また、園児や職員が濃厚接触者となった場合の対応としましては、該当者のみ待機期間を終了するまで登園自粛をしていただき、保育園は通常どおり開所することとしております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今月4日にですね、熊本県がまん延防止措置の期限を再延長するにあたって、高齢者施設の職員ら向けに週1回実施する抗原検査を、保育園や幼稚園、小学校で働く職員に拡大して集中検査を行うというふうに発表しました。

厚労省はできる限り1週間に1回、少なくとも2週間に1回の検査を行うべきとしているんですが、現在、保育園での取り組みは従来から強化されたのかどうなのか、その点まず。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） お答えいたします。

保育園の感染対策の強化につきましては、手洗い、マスクの着用、定期的な消毒作業など、これまで以上に徹底され対応にあたっておられます。その他に新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補助金等を活用し、消毒液やマスクなどの消耗品、空気清浄機などの備品を購入され、感染強化を図られているところです。

また昨年9月議会の一般質問の中で議員から、検査キットの利用など、定期的な検査で感染防止に努める必要はないかのご質問をいただいておりますが、その後、県から保育園や学童クラブに対して、各施設が希望した個数の抗原簡易キットが無料で配布されました。

また議員も申されましたとおり、まん延防止等重点措置期間が再延長されたことによりまして、保育所の保育士等に対する集中的検査の実施が、新たな対策として追加されました。これは定期的に検査を行うことで感染者の早期探知や、クラスター発生防止を目的とするものです。

その対策の支援としまして、3月14日から6月末日までの期間に毎週1回検査を実施するに当たり、その検査に必要な検査キットを、県から無料で配布されることになりました。3月7日付けで、県から必要個数の調査があり、3月14日頃から分割して各施設に配布される予定とのことです。

週1回の検査は義務ではないとのことでしたが、各保育園も、感染に対してかなりシビアになっておられますことから、今後検査を実施していかれるものと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ということは取り組みが前進しているということだと思います。

次にですね、学童クラブの指導員のワクチン接種状況と、現在の感染対策がどのようになされているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） お答えいたします。

学童クラブの支援員のワクチン接種の状況につきましては、今月中に町の接種会場におきまして接種を完了される予定でございます。

また感染対策につきましては、保育園と同様の対策をとっていただいております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 次は二つ目になりますが、高齢者の感染で死亡者が増加しております。そこで施設入所者や従事者のワクチン接種状況と課題等について伺いたいということなんですが。

高齢者の死亡が多いことから、格段の対策が求められております。一昨日、水上村の高齢者施設でもクラスターが発生しました。

そこで町内での高齢者施設の入所者や従事者への独自のワクチン接種の進捗状況や課題、例えば基礎疾患など、身体的な事情で接種ができないというケースもあると思うんですが、そういうことを含めてどのようにになっているのか、その辺について伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） お答えいたします。

今回、町内の入所施設系の老人ホームやグループホームに対して、3回目のワクチン接種の状況について確認を行っております。

町内にはシルバーエイトを除きますと8施設ございますが、そのうち職員、入所者共に接種を完了されておりましたのが2施設でございます。その他の施設につきましても、入所者へのワクチン接種はほとんど済んでいるということでした。

職員の方につきましては、2回目のワクチン接種の時期との関係や、シフトの都合などで、まだ未接種の方もおられるようです。

ワクチン接種の方法につきましては、施設内での嘱託医による接種と、集団接種会場に入所者を連れて行かれて接種を受けられる2通りの方法で行われたとのことでした。

またワクチン接種に関する施設からの課題やご意見等につきましては、ファイザー製とモデルナ製のワクチンの選択の都合で接種できる時期に差が生じた。若い人の中には副反応に対する不安が大きく、接種に至らない場合があった。家族の希望でワクチン接種を控えられた等のご意見が聞かれております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでは三つ目のですね、PCR検査の試薬や検査キット等の供給体制を確保して、誰でもどこでも検査を受けられるような環境を整備すべきと考えるんですが、検討できないか。

全国知事会が2月15日に出した緊急提言によりますと、PCR等検査の国の全額負担による無料化と、検査試薬や検査キットなどの安定供給に向けた対策を講じるように求めています。

コロナは熱の出ない無症状の感染者が多く、知らず知らずのうちに感染を広げてしまいます。検査をしなければウイルスを持って学校や保育園に行ってしまうし、学校・保育園から家庭に持ち帰ってしまうというケースもあると思うんです。それで海外ではですね、登校前に検査をして陰性なら登校するという対策をとっている国もあります。

そこでですね、無症状だが検査を受けたいと希望した場合や、濃厚接触者となった場合など、町内での検査体制はどのように整備されているのか、そのことについてまず伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） おはようございます。それでは、お答えをさせていただきますと思います。

新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立に向けて、社会経済活動を行うにあたり、陰性の検査結果の確認が必要な無症状の方や、感染拡大傾向時等の感染に不安を感じる無症

状の方が多くおられるということから、国におきましては、令和3年度の補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金によりまして、検査促進枠というものが創設をされております。このことを都道府県による検査無料化の取り組みに対し支援を行うというのがその内容となっております。

その後、感染が急拡大する中で、検査キット等の需給がひっ迫しているということを踏まえまして、厚生労働省から有症状の方が医療機関で受ける検査等を優先する方針が示されております。

このことを受けまして、無料PCR等検査につきましては、内閣官房より、当面の間、検査件数を制限するよう都道府県宛てに通知がなされているところでございます。

熊本県のことを申し上げますが、熊本県におきましては、無症状の方を対象といたしまして、飲食、イベント、旅行、帰省等の活動に際して、ワクチン接種や陰性の検査結果を確認する民間の取り組みに対して、必要な検査を無料で行うワクチン検査パッケージ、それらの事業と、感染拡大の傾向等が見られる場合に、県知事の判断により無症状の県民を対象に、特措法第24条第9号等に基づき、感染リスクが高い環境にあるなどのため、感染不安を感じる県民の方を対象に検査の受検を要請し、要請に応じた県民に対して実施する検査を無料とする事業、この2点を行っているところでございます。

無料検査の場所でございますが、現在、県内で89か所、その内人吉球磨管内で27か所、27か所のうち、多良木町内では3か所ございます。また保健所が濃厚接触者であると確認した場合につきましては、保健所から指示があったところでの検査を無料で受けるということになっております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今回の答弁で3か所本町についてということですが、それはどこどこになるか、答弁をいただけるような内容ですか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

清風薬局さんが2件、それと高階薬局さん1件、合わせて3件でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 専門家によりますとですね、現在のオミクロン株、BA1というんだそうですが、それからさらに感染力がですね3割ほど高い、BA2に置き換わるとの指摘もあります。

そこでやっぱり誰でもどこでも検査を受けれるような環境を整備していくことが急がれると思うんですが、どのようにお考えになるのか、これは町長に伺います。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、多良木に今、清風薬局2か所、高階薬局1か所ということで、3か所用意してありますので、是非こちらの方ですね、まずは受けていただいて、また感染が仮に広がってくるとすると、またこれも増えてくると思いますので、その折は、また町の方からもですね、ご通知を差し上げるようなことになるかもしれません。

ただ一つ心配しておりますのは、先日の水上のクラスターですね。あれは入所施設で起きておりましてですね、入所施設の方々はもう既に3回目の接種を多分やっておられる方々に感染をしているということではないかと思っておりますので、このあたりがやはりちょっと今後の不安材料ではありますよね。

それと感染を媒介したのが職員の方が外から出入りの中でそれを持ち込んで中に感染があったということですので、やはり3回の接種を受けても、何ていうんですかね重症化は恐らく余りないんじゃないかと思うんですが、しかし、3回目の接種を受けても感染する可能性があるということは、やはり私たちが覚えておかなきゃいけないかなというふうに、注意

していかなくてはいけないかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、ここ一両日中、まさにこの上球磨を中心にして感染者が発生するという事態になってますし、あさぎりでも複数を超えるそういう感染が出ております。

それでこれ要するに本町だけこういう環境整備しても、これはちょっと限界があるので、やはりそういう、例えば郡内であれば郡内ですね、そういう体制を整えるための要望などをですね、私は町村長会でね、やっぱり行っていくべきだと思うんですが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はいそうですね、それはもうおっしゃるとおりだと思いますので、次の町村長会で私の方から皆さん方に要望、これは基本的には保健所が中心になって動かれますので、そして町村会には振興局長も見えておられますので、要望は私の方からその件についてはしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでは二つ目のですね、ケア労働者の処遇改善について伺いたいと思うんです。

まず一つ目ですが、政府が2月にケア労働者、看護、介護、保育士、学童保育などの職員の処遇改善の事務連絡を出しております。そこで保育士の処遇についてはどのように改善されるのか。

保育所の処遇改善については、私これまでも取り上げてきましたが、厚労省賃金構造基本統計調査によりますと、2020年の保育士の平均収入は約375万円で、全産業平均の約487万円と比べて、月額で9万円以上の差があります。それだけ安いってことなんですね。さらに熊本球磨郡は全国でもはるかに低い賃金ですから、さらに安くなっています。

自治体による対応のばらつきが指摘をされて、政府も2月17日付けで急遽、事務連絡で看護、介護、保育士、学童保育などの職員を対象に処遇改善を求めたものです。主に3%程度、月額平均約9,000円を引き上げるとなっております。

今回この私の質問通告後に、今議会に補正予算と新年度予算に保育士の処遇改善の予算が出され、可決されました。

そこで確認をしたいのですが、保育所の事情はそれぞれ異なりますが、今回の予算をベースにして、本町の保育士への処遇、賃金がどの程度改善されるのか、その点について伺いたします。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

今回の処遇改善に関する事業につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策の一つとして、保育士と幼稚園教諭を対象に賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度、月額9,000円を引き上げることで処遇の改善を図るものです。

この事業を実施する場合には、令和4年2月分から9月分までの賃金改善分は令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱に規定されております算定基準で算定した額が保育園に対して交付されます。財源は全額、国庫負担でございます。

また、令和4年10月以降の賃金改善分は、毎月、保育園にお支払いしております教育・保育給付に含めたところで交付することになっております。

事業の要件としましては、令和4年2月から実際に賃金改善を行う必要があり、またその支給に当たっては、基本給または月額支払われる手当により行うことが要件となっております。

す。

町内の各保育園に事業実施の意向調査を行いましたところ、全保育園ともに実施するとの回答でございましたので今回、予算を計上させていただいたところです。

賃金改善の額につきましては、一律増額とする必要はなく、勤務年数等を考慮するなど、事業者が各施設の状況を踏まえ判断することも可能となっております。しかしながら、特定の職員に合理的な理由なく偏った賃金改善が行われるといった状況とならないよう留意することとされております。

賃金の改善額につきましては、保育園の規模や地域の格差も算定の際に反映されますことから、9,000円を下回る園もございます。保育園ごとの平均改善額は、令和3年度中の改善分は約7,000円から1万円程度。令和4年度の改善分は、約9,000円から1万円程度の範囲で、それぞれ改善が行われる予定でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 要するに改善が行われるということで確認をいたします。

次のですね、学童保育の指導員についてどのように処遇されるかということなんですが、学童保育は子どもに毎日の生活の場を提供する責務を負う制度でありまして、その実施のために専任の指導員が配置されています。そのことにより保護者が安心して仕事に従事できるということになるんですが、本町でも四つの学童クラブで168人の児童が利用しております。

私の独自調査と担当課よりいただいた資料を見ても、指導員の処遇にばらつきはありますが、決していい状態とは言えません。

そこでちょっと若干紹介をしたいと思うんですが、まず四つのうちの一つ目のところですが、非常勤職員で1日平均3時間、時給が900円。それから6か月経ったら時給1,000円というふうになっているようです。時間外労働手当なし、退職金なし、昇給6か月後100円アップ、支援員の資格手当が2万円、事業所運営者手当1万円、賞与年間6万円というふうになってますが、この三つについては、お金に余裕がないときには無しとなっております。有休はありませんというところが一つです。

もう一つのところは、正規職員もいらっしゃいますがパートが殆どですね。ここは時給が900円。手当、資格手当、通勤手当、職務手当、コロナ手当、退職金ありません。有給休暇はあります。社会保険に当然加入してる方もありますが、福利厚生としてはお祝い、入学等になった場合のお祝い金、お見舞い金、これは全員というふうになってます。

もう一つのクラブ、ここはパートで4時間なんですが、時給870円、ただこの中にはですね、これを上げてもらうと130万円超えて、夫の扶養を社会保険にですね、入らなければなりませんので、自分としては上げて別にほしくはないといいますか、というふうな方もおられるということでした。ここは年休が1年目に10日から正規にきちっとありまして、一番有休を持つての方が38日というふうになってるようです。

もう一つはですね、ここも正規の職員とパートの方いらっしゃいますが、パートの場合は時給850円です。正職員の場合で8万5,000円、賞与が8万5,000円この方はいただいております。そしてあと、その他の手当、時間外労働の割増し賃金及び賞与、退職金については別途定めるというふうになっておりまして、定年が満60歳というふうになっています。

それぞれもちろん事情が違いますので、一概に比較はできないのですが、しかしこれを、今申し上げた8万5,000円の方は年収がですね、これは賞与をみても約110万か120万ぐらいいかなりませんですね。ですからこの方はダブルワーク、もう一つ午前中に仕事を入れないと生活ができないというふうにおっしゃっていました。

そこでですね、先ほど述べたケア労働の中に、学童クラブの指導員の処遇改善も入ったと思うんですが、そのことについて本町ではいったいどのように対応がなされたのか、その

点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

学童クラブの指導員に対しても、保育士と同様に処遇改善に関する事業の通知がっております。

学童クラブは長期の休暇を除きますと、放課後のみの短時間勤務となりますことから、年収としましては、そう高額にならないということになります。

そのため、配偶者等の社会保険の扶養に入られてる方もおられます。扶養に入られている方は扶養から外れないよう、収入限度額ぎりぎりのところで勤務時間を調整されているということでした。

賃上げによる処遇改善を行うことで収入が増加し、扶養から外れてしまう指導員も出てしまう場合もあることと、改善を行う人と行わない人との差を設けてしまうことで不公平感が生まれる恐れがあるなどの理由で、今回、4 学童クラブとも、処遇改善を行わないとの回答でございましたので予算の計上は行っておりません。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） それでですね、いわゆる労働者の賃金は、個別の労働契約に基づいて雇用契約書を締結をして従事するというふうになっています。

今回の処遇改善はですね、コロナ禍のもとで、ケア労働に対する賃金が社会的に見て低いために改善を行うということを目的として今回、措置されたものですね。

今述べられたような事情も含めて、様々な事情で上げられないという人もあるかと思うんですが、しかし逆に先ほど言いましたように、ダブルワークをしなければ生活できないという方もおられます。ですから、生活の苦しい人に昇給をしない、改善をしないということで我慢を強いるっていうことは、これは問題だと思うんです。

同一労働、同一賃金の考え方もあるかと思いますが、手当で支給するということもあるでしょうし、あるいは退職金の制度をつくったりとか、諸々のそういう処遇改善の方法はあると思いますので、是非そういうことも含めてですね、検討いただきたいというふうに思います。

それともう一つですね、私が持っている資料では、今年の 10 月以降に放課後児童健全育成事業等補助金として国、県、市町村分 3 分の 1 ずつの負担で 27 億円を配分して賃上げが行われるというふうになってるんですが、その点については情報が入っているのか、そのことを含めて、どのように対応なさるのか伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） お答えいたします。

10 月以降の財政措置に関する情報につきましては、処遇改善に関する事業の実施についての通知がありました際に、同様の情報を入手しております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） はい。それですね、全国学童保育連絡協議会というところがありまして、その調査によれば、週 20 時間以上勤務する指導員でも、年収 150 万円未満が約 5 割、いわゆるワーキングプアと言われる年収 200 万円未満が約 6 割と劣悪な状況です。ちなみに熊本県の最低賃金は時間給 821 円です。

学童クラブの運営主体や運営状況は異なりますが、児童の安全で健やかな発達を支援する指導員の処遇改善と、施設の整備や保護者の保育料軽減のためにさらなる財政措置が検討できないのか、まずその点についてお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） お答えいたします。

指導員の処遇改善につきましては、何らかの処遇改善が必要かとは思っております。ですが、今のところ何も特に考えておりません。

今後、指導員の方からご意見を聞く場を設けまして検討を行ってまいりたいと思います。

また、保護者の保育料の軽減のための財政措置につきましては一部ですけれども、ひとり親のご家庭と、放課後等デイサービスと学童クラブを併用されるご家庭につきましては、学童クラブの利用料の半額を助成する事業に取り組んでおります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今の点について、町長にちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、なかなか賃金の体形、厳しいということなんです、もう事実そういうことです。

先ほど課長も申し上げましたとおり、扶養の限度額まで達しないようにということで調整をされている方が多いと。その方々を置いて、別の方だけを上げるわけにはいかないという職場の事情もあるような感じです。

人吉球磨は大体これはもう一緒だと思うんですけど、学童クラブに今以上の財政措置はできないかというふうなお問いかけです。

学童クラブに係る運営費は国から予算が配分されておりますので、それに基づいてその配分金でクラブが運営されているということになります。国と県は、学童クラブの指導員の方にかかる経費の全額までは見てくれないので、その足りない分を保護者の方々に負担をいただいているというのが今の状況です。額は、各学童クラブごとに違うんですけども、大変申し訳ないんですけど、子どもさんのおられる家庭で学童を利用されているご家庭というのは、その利用料といいますか、それなりの負担をいただくといい形に今なっております。これは致し方のないところかなというふうに思っています。

学童とは別になりますが、町としてもですね、子育て対策には相当な財政出動をしておりますので、こういう予算は、そして1回始めたらなかなかこう止めることができないということがあります。

そういう部分では私自身も不条理を抱えながら政策を行ってるわけですけども、国が少子化対策というのであればですね、その人を雇うだけの予算を国の方で措置していただくというのが、これはもう一番の根幹ではないかというふうに思うんですが、現在ですね、内閣特命大臣をされている野田さん、少子化対策、こども対策担当ということで、その辺りで予算を配分していただくというのが一番良い形ではないかなと思うんですが、なかなか町の方でそこまでカバーするというのは、ちょっと今のところ難しいかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 保育料の軽減だとか、あるいは施設の整備を充実することとか、あるいは遊具や図書などをですね、充実するとか、様々なそういう支援の方法あると思うんで、特に学童保育がですね、保護者の労働の支援と、それから児童の放課後の安全・安心をですね、確保する、なくてはならない大変重要な仕事なんですね。ですからそういう位置づけで、是非そのことをですね、配慮していただいて、そのようなことを検討をですね、是非もっと実情を精査していただいて、そういう支援をいただければというふうに思っています。そのことを申し上げて次の質問に移ります。

3番目になります。老朽化した町営住宅の管理、保全について。まず一つ目ですけど、入居者の高齢化と建物の老朽化が進む中で、管理、保全をどのように行っていくのかということなんです。

町営住宅問題についてはですね、私の方にも住宅入居者の方から相談を受けまして、関わ

りましたので取り上げてるわけなんですけど、町長もご存じだと思うんですが、菰無田住宅に在住の方、町長にも電話がありましたよね。1年前の選挙の時にも町長にお願いをしたというふうに本人が言っておられましたけど、改善されないで私の方にやってきたっていう経緯があるんですが。

これ2月初めにですね、菰無田住宅の入居者、Aさんというふうに申し上げますが、電話がありました。自分が住んでいる隣の棟、これ昭和53年建設の簡易耐火構造二階建てです。の入居者が1年ほど前に亡くなられたが、植栽などが伸び放題になって廃墟状態のまま放置してあり、何とかならないかっていうことなんですね。これまで役場にも連絡したが十分な対応がないと。で町長にも電話したというふうにおっしゃいました。

次の日に私はAさんの案内で現場に行きました。裏庭全体が植栽に覆われるだけではなくて、建物自体がですね、もう全体が見えないんですね。玄関先にはですね、アカバチの巣、約40センチぐらいあったと思うんですが、これが転がってました。これはですね、つい先日確認に行ったら無くなってたので聞きましたら、燃えるゴミで自分が処分をしたというふうにおっしゃいました。今も軒先まで絡んで葛がですね、ずーっと這っているという、そういう状況なんですね。

それからもう一つは、同じ団地内の別棟の雑草などに覆われて放置されていた平屋なんですけど、この住宅も裏庭全体が雑草などで覆われて、景観もさることながら防火上も心配するような状況になっておりました。これは担当課で処理をされた、されておりました。確認いたしました。

現在、日本の公営住宅ですね、二つの老化、老いの問題を抱えているというふうに言われています。まずは入居者の高齢化、それから建物の老朽化です。70歳以上の入居者、世帯主の割合が2008年には約28%だったものが、2020年には約46%にまで増えております。その間、全国の戸数が219万戸から215万戸まで減り続けて、そのうちの約7割が建築後30年以上になり、建物も老朽化対策が急がれております。

そこで、担当課よりも資料をいただいているんですが、確認の意味で伺います。

まず一つ目ですが、町営住宅条例第3条に記載されている住宅のうち、小林団地、昭和45年から48年、菰無田、昭和49年から53年を初め、小田、天神原、中村団地など、建設後40年から50年経過し老朽化が進み、管理も十分になされないままに住宅として提供できない、いわゆる利用できないと政策的に判断してる住宅は何戸にのぼるのか。あるいは空き家として今、入居可能な戸数、住宅全体の入居率、そういうことを含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 町営住宅の現在の入居戸数等につきまして、お答えいたします。

現在、町営住宅につきましては全戸数319戸ございます。

その中で入居されている戸数は270戸、政策空き家、提供できないという戸数が26戸ございます。現在、空き家で入居募集をしている戸数が23戸ございます。

入居者数としましては、現在635人がその中に入居されているという状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） はい、状況わかりました。

それで全戸数のうちですね、高齢者、70歳以上というふうにしますが、1人入居者、世帯主ですね。または夫婦居住世帯は何戸あるのか。

例えばですね、いわゆる団地が終の住処になる入居者もあると思います。そういう所を例えばバリアフリー化して高齢者向けの住宅にできないのか、そんなことも含めて見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） お答えいたします。

現在、70歳以上で入居されている方のお一人暮らしの戸数としましては48戸、お二人暮らし、これは夫婦、もしくは兄弟、親族等と一緒に暮らしてらっしゃる70歳以上の2人暮らしにつきましては現在13戸でございます。

それからバリアフリー等の件につきましては、住宅につきましては、改造につきましては申請を出していただいて、町の方が了承、その申請を承諾すれば改造はできるようになっております。

ただしそこを退去される際には現状復旧、元のように戻していただくという条件を付けております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 条例49条に、町長は住宅管理人をおくことができるようになっておりまして、管理人は町長の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告や入居者との連絡事務を行うとなっております。

施行規則でも入居者の確認、住宅及び共同施設の破損箇所の処理、並びにその報告を行うとなっておりますが、管理人が選任されている団地は現在、いくつありますか。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、久保田議員のおっしゃるとおり、条例及び条例規則には住宅管理人を置くことができるというふうに定められております。

しかし現在、町の方としましては住宅管理人は選任しておりません。0人ということになっております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 選任しないのか、選任できないのか、その辺はお尋ねしませんが、管理人が選任されていない住宅や団地の日常的な管理、これをどのような方法でなされているのか。

その際に住宅の破損箇所や周辺に環境の悪化を及ぼすような事案があった場合の対応はどのようになされているのか、その点について伺います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、現在の管理状況につきましては、入居者の方々から連絡があった場合には直ちに職員が団地に赴きまして現地を確認し、修繕が必要な場合は修繕の手配をすぐ取るというようなことを行っております。

また日頃から建設課の職員が外部の方に、現場等に出ました際には、住宅あたりを見回ったりしておるような状況でございます。そのような管理を行っておる次第でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） はい、次ですが、条例22号では、入居者が住宅、共同施設の使用に注意を払い、正常な状態を維持しなければならない。さらに23条では、入居者が周辺の環境を乱したり他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないと明記しております。

最初に紹介した菰無田住宅の例も、ある意味では入居者の責任とも言えますが、本人の高齢化と同居家族がいないために手つかずで廃墟状態になってしまい、放置された状態でした。

入居者の死亡や長期の入院、高齢による身体の衰弱により、住居の整備ができなくて廃墟化した、いわゆるごみ屋敷状態の住宅も見受けられます。単なる景観の悪化だけでなく、防犯、防火上の問題も出てきます。今後もこのようなケースは想定しておかなくてはなりません。

そこで、その場合の個人と行政の責任は、どのようにしゅん別をされるのか。その上で具体的にどのように対応されるのか、その点について伺います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） お答えいたします。

現在の町営住宅の管理等につきましては、個人が利用する部分につきましては個人で管理、庭木の剪定などはしていただくということを原則としております。

その他の共有部分につきましては町の方で管理をしておりますが、おっしゃられるような高齢者の長期入院とかですね、様々な事情により手入れができない状況が発生した場合ですが、それらにつきましては、入居者の方々の近親者、親族の方々にこちらの方から連絡をとりまして、居宅の状況などを説明し、対処できないか相談などを常日頃行っております。

また今後、将来におきましては、高齢者の方々にやはり手が届かないというような場合が出てくるかと思えます。そのような場合には、そのような場合を考えまして、今後、関係機関、関係各課と協議検討をしていきたいと考えております。

あと防犯対策についても、防犯・防火対策につきましても、対策について検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今回の答弁は理解できましたが、私が最初に申し上げた今の菰無田住宅の例の件ですが、これは親族の方なり連絡を取ってるけども、連絡がつかずにそのまま放置されてるっていう、そういう状態なんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、お尋ねの件ですが、その件につきましては、何度もこちらの方から親族の方、入居されているご兄弟の方ですね、その方に連絡をとっておるんですけども、数回来ていただいて手入れをしていただいたんですが、その後そのままずっと今の現状のままになっております。

今も時折連絡をして、とにかく伸び放題なので、手入れをしていただけないかというふうな連絡をとっている次第でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） じゃあ二つ目行きますね。

町営住宅の整備事業の今後の方向性についてはどのようにお考えかということなんですけど、これは町長の施政方針に関わってきますので町長に伺うんですが、今後の計画としては、若年層の住宅ニーズを的確に把握しながら、町の中心部に近い場所に子育て世代を支援する若者世帯向け住宅の建設を計画し、定住策一環として整備したい。

また公営住宅の長寿命化計画を基本に、現有の社宅の長寿命化等について整備をしたいというふうに述べておられます。そのことに関わって伺います。

まず老朽化した住宅の整備方針、改修、改築、用途の廃止についてはどのような基準によって判断をなされるのか。さらに周辺地域ではですね、高齢者で居住される方が買物や交通の利便性から、中心部に近い住宅に移りたいっていう声をよく伺います。そういう声を、町長の施政方針で述べられている中の住宅政策にはどのように反映されるのでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 整備計画についてはですね、担当課と話し合いの上に進めていきたいというふうに思っておりますが、中心部に高齢の方々が来たいということは、もちろんそのそれは当然、例えば買物とかですね、病院とか、市町村役場の方に来られるにも町の中心が便利であるという考え方も当然分かるんですが。

今考えておりますのは、町の中心部にですね、なるべくこれから、これからずっと時代を経てそういうふうになっていくと思うんですが、前、コンパクトシティの構想を話したことがあると思うんですが、インフラをなるべく周辺にあんまり散らばさないで、町の中心に持ってくるという考え方で今から施策を展開していければというふうに思っておりますので、お年寄りが町の中心にこられたいということであればですね、住宅自体は私は若い方向への

住宅というふうに書いておりますけれども、しかし、住宅は若い方々だけのものではありませんので。

例えば子育て住宅という名前をつけていても、お年寄りが入っておられるところもありますので、そこあたりはやはりその都度、お年寄りをご希望されたらですね、それは公的な住宅というのは、公的なお金で建ててある住宅ですので、住民誰もが使えるということですので、そこあたりは限定せずに、しかし、方向性としてはなるべく町の中心に住宅を造ってそこに人に住んでいただくということが今から基本になるのではないかなというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 実はこの住宅の政策についてはですね、私の委員会でも色々意見がこの前出てまして、例えばもう老朽化した住宅が多いわけですね。それを建てかえる、新設となると、かなりの費用が当然出てきます。そうなればですね、住宅そのものをどれだけ必要としてるかっていうニーズをどう把握するかという問題も当然ありますね。

人口減の中で一体どれぐらいを用意しておく必要があるかっていう問題もあります。さらに逆に言うと、町が持つる土地を無償で提供してそこに家を建ててくださってという、そういうこともあるのではないかっていう意見もありましたし、逆に、例えば100万円あたりをですね、補助として、どうぞ住宅建ててくださいとか、そんな色んな考え方があるのではないかという意見が出たんですね。

それでですね、町の中心部に近い場所に若者世帯向けの住宅を建設したいというふうにおっしゃってるんですが、どこあたりまでの地域を想定されてるんでしょうか、中心地というふうには。その点についていかがですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 個別の地区の名前を言いますとなかなか色んな方面に影響が出てくるとお思いますので、ただ町有地で今度、今空いているところ、もしくはそういう場所を今度、これから作っていくところというふうな表現でよければ、大変申し訳ないんですがそれ以上はなかなか言いにくいんですけども。

今、議員言われたようにですね、人口減少社会です。人は減っていつてますけど、しかしあの住宅の需要があるというのは、古い住宅になかなかその入れられないというのが、先程空いてる住宅、政策空き家の話も担当課の方からありましたけれども、特に若い方々は古い住宅には入れられないんですね。

新しい住宅が欲しいという需要は非常にたくさんあるんですけど、でもその新しい住宅の方がいいということなので、古い住宅に入ってくださいとこちらから無理に言うわけにはいきませんので、やはり古い住宅はこれからだんだん整理をしていって、そしてその地区に今の私たちが考えている、ちょっとモダンな住宅を建てていって、そこに入ろうという気がしないとなかなか住宅もですね埋まっていきませんので、そういうのを徐々に広げていければというふうには思っております。

菰無田住宅も町の近くにありますので、あそこも町の中心部には近いところというふうな定義はできると思いますので、あそこにも、例えば古い住宅を新しい住宅に建てかえるということも、将来的には当然考えられてくることだと思います。

えっとですね、小学校の近くの団地とか、前の高校のちょっと外れの団地とかあの辺は全部満杯なんですね。ですからやはり町の中心に近いところに皆さん入るという傾向、これはもう当然私たちも気持ち的には便利なところがいいということですので。ですからエリアとしてはやはり町の219号線沿いの、何ていうか、人家がたくさんあるところ、町の中心部に近いところと定義が曖昧なんですけども、そういう形、菰無田住宅あたりから桜団地、桜住宅とかですね、あの辺までのエリアが町に近いところというふうなことで考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） どのような住宅、例えば構造だとか面積だとか、そこら辺まではまだですね、恐らく構想がないんだと思うんでそれは聞きませんが、在任中にですね、どれだけ建設をするかっていうそういう数値的な目標だとか、あるいは予算の規模、あるいは財源についてはどのようにお考えなんでしょうか。基本的な点で結構です。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、施政方針にも書きましたけれども、私が考えている場所についてはですね、やはりご相談しなくてはいけない部分もありますので、どこにいつまでっていうのはなかなか言いにくいんですけど、できれば、まだ今年も含めれば3年ありますので、その間には、そうですね、住宅、何棟というのはやはり、これはなかなか言いにくいですよ。

そこは担当課の方と協議をしていって、議員のご質問にお答えする時期が来ると思いますので、その時にはまたご相談とご提案をさせていただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 現在ある老朽化した住宅をどうするかっていう問題と、それから先ほどからおっしゃってる若者向けっていいですか新たにそれを政策的にですね、きちっとこう作っていくっていう、そういうこともあると思うんですが、在任中、例えばその年度の計画を作って、そしてそれに従って進めていくっていう、そういう方向性は是非明らかにしていただきたいと思えますし、そのことを申し上げてこの項の質問を終わりますんで、休憩に。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前11時05分休憩）

（午前11時13分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） 四つ目の教職員の働き方改革についてお伺いをします。

まず一つ目に、改善に向けた取り組みがなされてるっていうことでした。この間、各小学校及び中学校ではどのように取り組まれてきたのかということなんですが。

2年前の3月議会で、私の働き方改革の質問に当時の課長答弁で、休日も含めた勤務時間の把握、時間、勤務者へのですね、要するに、時間外労働が多い勤務者への指導、閉庁日の設定、時間外留守番電話の導入、部活動の改善、校務支援システムの導入等で負担軽減に努めているというふうな答弁。それを受けて教育長が、改善の効果が出てきているというふうに答弁されております。

そこで、それ以後の取り組みについてどのようになされてきたのか、そのことについてお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） お答えいたします。

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く環境はより複雑化、困難化しています。そのような中で学校の働き方改革に取り組み、子どもたちの充実した学びと、教職員のワークライフバランスの両立を目指すことは大変重要であると考えます。町内の各小中学校においても、学校の実情に応じて様々な取り組みを進めているところでございます。

まず超過勤務時間については、各学校ともカードリーダーによる出退勤時間の記録を行っております。その記録をもとに、超過勤務が多い職員への助言や、ほかの職員が仕事に協力するなどの取り組みを行っております。

また時間外における留守番電話対応についても、全ての小中学校で実施をしております。

さらに定時退勤日の設定や部活動休止日を設けるなど、超過勤務時間の縮減に取り組むとともに、定時退勤日以外の日にも最終施錠時間を設定するなど、教職員の計画的な業務の遂行や、働き方改革に対する意識を高めております。

各学校に配置されている ICT 機器についても効果的に活用し、校務文書や教材の共有、電子黒板やモニターを利用した連絡掲示板の設置、地域人材の活用、年次有給休暇の取得率を高めるための体制づくりなどにも取り組んでおります。

そのほか、各学校で働き方改革に係る担当者や推進委員会を設置し、学校行事や業務内容の精選と見直し、事務処理のための特別日課の設定や職員会議、研修の在り方などについても検討を行い、さらなる充実を図っております。

これらの改革の成果は着実に現れておまして、令和元年度の 11 月と 12 月の 2 か月間では超過勤務時間 45 時間以上の職員の延べ人数は小学校で 42 人、中学校で 30 人。過労死ラインと言われている 80 時間以上が小学校で 2 人、中学校で 5 人という状況でございました。

それが令和 3 年度の同時期を見ても、延べ人数で超過勤務時間 45 時間以上が小学校で 6 人、中学校で 8 人。80 時間超過した職員は 1 人もおりませんでした。

この結果から見ても、かなり働き方改革が進んできている状況にあると考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 具体的な数字を見ても改善が進んできているということが理解できましたが。

二つ目に、さらに改善するための取り組みについてどのようなことをお考えなのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、各学校の工夫や努力により、学校現場における働き方改革についてはかなりの前進が見られているところです。しかしながら働き方改革については、今後も継続して取り組んでいかなければならないと考えております。さらなる改善に向けた取り組みとして大きく 2 点述べさせていただきます。

まず 1 点目は、業務や行事等の一層の精選、簡素化や業務効率の改善です。この 2 年余り学校現場では新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、様々な業務や行事等を実施してまいりました。その中で規模の縮小や実施形態にも工夫を行いながら、十分に教育効果を高めております。この経験を生かし前例踏襲によらず、合理的に教育効果を高めるという教職員一人一人の意識改革に基づいた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

2 点目は人的・物的な支援体制の充実です。ご存じのとおり学校現場における教職員数の不足は全国的に課題となっており、本町においても例外ではございません。そのような中において特別支援教育支援員を学校に配置していくことは、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるばかりではなく、教職員一人一人の負担軽減となり、働き方改革は推進されるものと考えております。

また ICT を効果的に活用していくことも業務の効率化につながっております。その活用のための支援を行う ICT 支援員の配置も継続していかなければならないと考えております。今後も ICT 機器の充実に留まらず、学校現場の要望や実態等を踏まえ、ソフト面やハード面での支援を行っていかなければならないと考えております。

これらのこと以外にも、地域人材等の活用や日課、通知表作成、PTA 活動等の見直しなど、取り組むべきことはまだまだたくさんございます。多良木町の教職員がワークライフバランスを保ちながら教育活動に当たることは、本町の子どもたちに豊かな心、確かな学力、健やかな身体を育むことにつながります。今後も学校現場との情報共有を図りながら、よりよい学習環境づくり、労働環境づくりを推進してまいりたいと考えます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） はい、取り組む方向性については理解をできました。

さらなる前進をですね、期待したいと思うんですが、実はですね、先だってNHKのニュースで教員の働き方改革の取り組みとして、岐阜県下呂市の小中学校の先駆け、先駆的な取り組みを紹介しておりました。ご覧になった方もあるかと思うんですが、今答弁ありましたように、事務作業や行事の削減、そこではですね、掃除日数の削減が出てまして、毎日、机・椅子をですね、撤去して動かして掃除をやることの意味がですね、あまりないということで掃除の日を減らしました。それから部活動への外部からの人材登用ってということもあるんですが、特にですね、下校時間を午後4時半に設定をしました。山沿いの温泉郷ですから、バス通学生がおります。これまで18時だった下校バス時間を17時に変更してもらうために、教育長や学校長がバス会社と交渉しているシーンが出てきました。

その中でも一番印象に残ったのは、女性教諭がですね、教材研究の時間もとれるようになって、自信を持って授業に入れるようになりました。そして子どもたち一人一人に目が届き、寄り添えるようになりましてというふうに言われたのが一番印象的でした。

そこで教育長に伺いたいんですが、無論、地域や学校の事情はそれぞれ異なりますが、今紹介した下呂市の取り組みについてどのように受け止められるかという問題と、それと併せて、働き方改革について教育長がどういうふうに取り組んでいかれるのか、その所信の一端をですね、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） それではご質問にお答えしたいと思います。

この前、新聞を見ておりましたらですね、中学生と高校生に人気のある職業ベスト10が出てました。第1位はサラリーマンです。教員はベスト10以外でした。私たちの子ども時代はベスト3ぐらいにはいつも入ってたんですけど、どうしてでしょうかねこれは。そして人気がないということでもあります。

それを反映しているかのように熊本県の教職員採用試験、以前は小学校倍率は10倍近くあったんですよ。今年は1.3倍ですよ。受ければ受かるということに近いくらい希望者が少ないということでもあります。熊日新聞に載ってました。応募者が少ないならば、教員の質は下がっていく。その危険水域に入ってきたとありました。教員の質が落ちまくるということです。

じゃあ、どうして集まらないのかということなんです。それは今お尋ねの働き方改革に関わっておるわけですが、とにかく学校の先生は長時間労働、ブラック企業という言葉もありますよね。その中で最大のネックは、改革のネックは部活動です、中学校は。小学校は社会体育に移行しましたので、大分軽減されたと思います。とにかく中学校はこの部活動をどぎゃんかせんと、なかなか負担軽減が図れないということでもあります。

下呂はここに注目したわけです。ネットでも見てみましたが、6時間をカットして、6時間から部活動始めると。なら6時間の授業をいつするか。これは様々な学校行事がありますが、それは、これはもうカット、これは重要だから残す。要するに精選したわけです。そして授業する時間を生み出したわけですね。だからもう子どもたちは4時半には帰るそうです。こういう改革が下呂ではなされた、なされているようであります。

先ほど議員さんもおっしゃったように、掃除のですね、工夫とか色々あると思うんですが、部活動がネックなので、そこをどぎゃんかしようということで下呂は取り組んだということでもあります。

とにかく私も現役時代には、もう7時ぐらいまで部活動してました、夏は。そしてそれが終わった後、職員室へ帰りましてですね、明日の授業の準備、プリント印刷、テストの採点、生徒指導への対応、保護者の苦情対応、教育相談、学級だよりも書かんばん、中間テスト、

期末テストの問題も作らねば、県教委からやってくる事務処理もせんば、山のような仕事があるんですよ。だからもう職員室でちゃんぽんとかうどんとか取って、それを食べてからまた夜の 11 時ぐらいまで仕事してました。今はそういうことはありませんけど。とにかく学校の先生の仕事はもう大変だというイメージが固定してるわけでありまして。

そこで下呂の取り組みは非常にユニークですね、大変参考になるなと私も思ったわけがあります。参考にしていける必要があると思います。思いますけれども、ただですね、やっぱり下呂と多良木町、教育環境や児童生徒の生活環境、保護者の意識、学校長の経営方針、違います。ですから、そのまま多良木町にプラントはできません。はい。

ですから、これはやっぱり今後の多良木町の働き方の改革を考えていく上で、非常に参考になりますので、下呂の実践を見てですね、成果と課題どういうものがあるかなということを集めて、今後の働き方改革の参考にしていければなと今思ってるところであります。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 教員が社会人、家庭人としてですね、まともに普通に生活を送ることができるってことを保障し、そしてそのことが学校にあっては、教育の専門職としてですね、児童生徒の学力はじめ、人格形成、生きる力を獲得するための指導援助ができる、そんな働き方の条件整備をですね、進めるということになると思いますので、その点での教育長のイニシアチブを期待したいと思います。

最後になります、5 番目の川辺川ダム問題についてですが、時間もそんなありませんので、町長にいつもの解説だとか経過のそういう説明は不要ですので、私が聞いていることにどう思うのか、どうするのかっていうことだけお答えいただければと思います。

まず国交省がですね、河川整備計画が策定されたわけでもないのに、直前に、事前に川辺川ダムについてゲートつきダムという情報を報道機関に提示して、最初にダムありきって姿勢を未だにとっております。しかも住民の意見を全く反映させることなく、整備計画策定に向けた動きを進めているんですが、協議会の一員として、住民の意見を聞いて反映させるように国交省に要請すべきだと思うが、ぜひそういうふうにしてほしいという、そういう意味での質問なんです。

私は敢えてこの川辺川ダム問題を取り上げるかっていうと、本当にダムでもってですね、流域住民の生命と、それから清流が守れるのかなっという疑問が根底にありますのでいつもこの質問をするわけなんです。

2 月 17 日に、町長もご存じのように球磨川水系学識者懇談会が開かれて、今後 30 年程度の対策を求める河川整備計画の概要を示しています。その中で国交省はゲートつきの流水型ダムを建設して、想定 of 豪雨時に河川の容量を超える水量の約 8 割をダムでカットする。残り約 2 割は今回の整備で補完するっていう構想を示しました。

今後の対策費の合計は概算で約 4,200 億円。そのうち流水型ダムの事業費に約 2,700 億円を使い、今後の河道掘削や堤防整備、宅地かさ上げ、遊水地などの事業費に 1,500 億円を見込んでいます。何とダム建設のほうが 1.8 倍も多いわけですね。しかも川辺川ダム建設計画は、既に 2,200 億円が投じられておりっていうことなんで、ダム建設の総額は 4,900 億円になります。

これについて学識者の懇談会のメンバーからですね、いくつかいろんな声が出てますが、要するに懇談会委員長が、流水型ダムでも工夫しないと環境に配慮したダムにはならないというふうな指摘をされて、国交省が環境影響評価、いわゆるアセスメント法と同等の調査をするために議論をしておりますので、具体的な設計に活かしていきたいっていうふうに答弁をしています。

もう 1 人の飯田県立大学教授は、要するに資料の話だけで流水型ダムがどういう恩恵をで

すね、もたらずのかっていうそういう話が一切ない、費用便益を示して比較検討すべきだっていうふうに述べておられます。

7月の一昨年のですね、球磨川豪雨で大きな被害がありました。住民の多くが主流の氾濫が先に起きているから、ダムがあっても洪水は防げなかったというふうに証言をしている。

以前、一般質問で被災者の会が被災した住民にアンケートをとった結果、ダム建設を望む人は8%しかなかったという話をしました。町長はそれはダム反対派のアンケートだからというふうに言われたんですが、しかしこのアンケートはですね、被災者賛同者の会の実際の被災者348人と仮設住宅や被災者地域の方、合計845人に配布され、246人から回答を得たもので、町長が言われたダム反対派のですね、意見ではないんですね。

この中で住民が望んでいる対策は1番が堆積土砂の撤去、次に山林山の保全、河道掘削、堤防のかさ上げ、宅地のかさ上げ、そしてダム建設8%なんですね。

現在、被災地域ではダム建設を前提にすることで、宅地のかさ上げなどがね、最初の想定よりか低く見積もられて、住民から不満が出てる。そういう地域もあります。ダムに回す費用をやめて住宅建設補修などの費用の補助を増やしてほしいという声もあります。

こういう住民の声を河川整備計画にしっかり反映させるために住民の声を聞く場を設けて、ダムありきで進めるべきではないということを町長が国交省にね、ぜひ要請すべきだというふうに私は考えているんですが、その点について簡潔に。要するに住民の声を聞く場を設けること、そしてそのことをきちんと届けること。そのことについてどういうふうにお考えありますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今ご質問ありましたけれども、いろんな方法で球磨川の流下する水から災害を防ぐという形を考えておりますけれども、私が今までずっと聞いてきた話ではですね、聞いてきた話っていうか納得しながら聞いてるんですけど、やっぱり河道掘削とか築堤とか引き堤とか、それから色んなことですね。

河道掘削については、これは一つ私、7月豪雨の後にですね、1メートル70センチ牛島を掘りましたけど、また水が来てるんですね。砂がまた堆積してます。だからこれはもうどちらかというといちごっこのような感じもしますので、河道掘削だけでは災害はこれは防げません。いろんな形、遊水地とか田んぼダムとかですね、いろんな形でもって流域全体で水害を防ぐという方向に持っていかななくてははいけない。

私がいろんな会議に参加してる時に、国土交通省の考え方を客観的にいろんな話の中から聞いてるのではですね、やはりあの災害が起きてしまったら非常に悲惨な状態になると、今回も多くの方々が50人流域で亡くなられてますけど、そういうことのないようにダムで水をカットしようということが基本にあるんだと思うんですよ。

市房ダムで水をカットして、そのあと川辺川ダムでカットして、さっき言われた河道掘削、築堤、引き堤あたりでまた水をカット、遊水地、田んぼダムあたり全部を動員してダム、水の流水をできれば人吉市内を4,000、毎秒4,000トンにすれば人吉市は水が溢れることはないということの計算ですので、やはりあのそしてこれ全部やってもですね、災害が起きた場合に、これ全部助かるというわけではないので、川辺川ダムをつくって時間を稼ぐというのも一つの方法だと思うんですね。

ですから私はそれを国土交通省に今、人吉球磨10市町村長おりますけれども、全員ダム促進のですね、協議会の中に入っておりますけれども、その中で、やはり国土交通省の考え方に沿った、やはりダム建築建設が、これからの災害を防ぐ意味では一番いいのではないかと。

経費的にも、ここに幾つかありますけれども、これをですね、ちょっとチェックしてみますと、河道掘削についてはですね、これいいですか。

はい、私はそれを、多良木町長としてですね、それを国土交通省に申し入れるというのは、それはありません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） すいません、もっと議論したいんですけど時間が。

要するにですね、一昨年のもう豪雨災害後にですね、あの当時国交省は、川辺川にダムがあればですね、6割カットできたというふうには言ってたんですね。ところが今回の中ではね、8割カットできるというふうには、基本的にはもうダム頼みになってるんですね。国交省は統計の数値を改ざんしたりするのにお得意ですから、そういうふうには争点を色々変えればですね、どうにでもダムを合理化するっていう理屈はつきます。

そのことはさておいて、二つ目のですね、国交省は林野庁と連携して森林整備や治山ダムによる流木発生抑制などを実施するとしています。住民もですね、山林・森林を保全する、そういうふうには施策を求めています。川辺川ダム建設を前提にした治山ダムでなくて、住民の要望に沿った森林整備をですね、実施すべきだというふうには思うがどのようにお考えかということなんですけど。

7月豪雨時の大量の土砂や流木の多さに、多くの方が驚いています。市房ダムでも大量の流木が流れ込んで、土砂が流入し堆積し、現在でも連日、大型ダンプがまさに奔走しています。今、山林の荒廃が指摘されて、循環可能な山林の保全のために行政がどう関わるのかということが問われていると思うんですね。

国交省も流木発生抑制を実施するというふうには言ってるんですが、本来の山林・山の保全策が求められており、その点について、山の保全策、町長はどのようにお考えになってるかっていうことを伺います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、これはリニア事業と砂防事業を組み合わせ、国において一体的に行うという趣旨のものだと思うんですが。

水管理国土保全局関係のですね、令和3年8月に出された概算要求の中に盛り込まれた、各省庁との連携の中にこれが表されているわけですが、これは国交省の水管理国土保全局、これあの奇しくもですね、牛島のあそこを掘っていただいた、2億円の予算をつけていただいたところですよ。ここで令和4年度の概算要求の概要として提出している基本方針の中に入っている案件なんですね。

これちょっと読むと長くなりますので、前段の三行ほど読んでみますが、気象変動による水災害の頻発化、それから激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安心・安全な社会を実現するためということで、その中のメインの一つとして、林野庁と連携して流木発生ポテンシャルの調査を実施した上で流木発生抑制、それから流木の捕捉、処理に係る統一の計画を策定するという事です。

ここで林野庁と協力してやるということですので、これは技術者がいらっしゃいます。何て言うんですかあの国土交通省に行けばですね、技術部の方と官僚の方と部屋が分かれていますけど、技術部の方の方々のお話を聞けば、非常によく分かるんですが、そこをちょっとこれまとめてはいるんですが、話すとも長くなりますので、とにかくですね、流域の流木対策に係る位置づけられた施設整備を計画的、集中的に推進すると。

これあの町とか県では恐らく無理だと思うんですね。やっぱり国、予算を持ってる国でないとできない事情、特にあの航空レーザ一推測とか測量とか、それから森林情報の全ての森林情報の流域の把握ですね、それから流木発生抑制と流木の捕捉処理に係る技術的な計画、こういった色々林野庁と今協議をして、予算を組んでいるところですので、これはやはり専門家の領域かなという感じがしております。

それもやはり国の予算を使うわけですから、いい加減な政策ではないと思いますので、こ

こちらあたりはもうぜひわかっていただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今述べられたようにですね、森林の保全、整備、これは一刻も早くですね、進めないと次の、まさに豪雨のときに山がそのまま崩れて土砂が堆積してってということが実際あったわけですので、その点については是非、積極的な取り組みをね、お願いをしたいと思うんです。

最後になりますが、促進協議会で、まさに豪雨災害後は連日、市町村長たちで日参をしてダム計画は一応決まりました。しかしそのあとですね、協議会の姿で具体的にどういうことを協議してるのかっていうことが全然見えませんし、そうではなくて、私は国交省やですね、県に白紙委任ではなくて、被災者と流域住民の声をしっかり届けることが首長の責任だ、役割だというふうに思ってますので、そのことを是非ですね、積極的に受け止めていただきたいと。

そのことを強くですね、願って、質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、9番久保田武治さんの一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。午後は1時より開会いたします。

（午前11時45分休憩）

（午後0時59分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長より、欠席の届けが出ております。

日程第2 「同意第4号」 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第4号について、ご説明をさせていただきます。

同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の皆様方の同意を求めます。令和4年3月8日提出。

住所が熊本県球磨郡多良木町大字多良木 2149番地 4、お名前が下村良孝、生年月日が昭和23年6月9日。

提案理由は、下村良孝委員が令和4年3月31日をもって任期満了になるためでございます。どうぞよろしくお願いたします。

略歴につきましては次のページに書いておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。

この採決は、多良木町議会運営の申合せにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。
(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

日程第 3 「同意第 5 号」 農業委員会委員の任命について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 3、同意第 5 号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第5号について、ご提案させていただきます。
農業委員会委員の任命について。

別表の者を多良木町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。令和4年3月8日提出。

提案理由、多良木町農業委員会委員が、令和4年3月31日をもって任期満了となるためでございます。

別表につきましては、その次のページの方に記しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。10名の方々です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

この質疑は、任命しようとする者全員を対象として一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから、同意第5号、農業委員会委員の任命についての討論と採決を行います。

この討論と採決は、任命しようとする者を1人1案件として個別に討論と採決を行います。お諮りします。

採決は、多良木町議会運営の申合せにより、無記名投票によって行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、採決は無記名投票で行います。

それでは、井上成二さんの任命について討論と採決を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、井上成二さんの任命について採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き11名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番魚住憲一さん、9番久保田武治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋裕子さん） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、井上成二さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋裕子さん） 次に、川越恭子さんの任命について討論と採決を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、川越恭子さんの任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋裕子さん） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投

票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（浅川英司君）** それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、
8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○**議長（高橋裕子さん）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○**議長（高橋裕子さん）** 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、川越恭子さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○**議長（高橋裕子さん）** 次に、川邊優二さんの任命について討論と採決を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 討論なしと認めます。

これから、川邊優二さんの任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○**議長（高橋裕子さん）** ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○**議長（高橋裕子さん）** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

（投票箱点検）

○**議長（高橋裕子さん）** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（浅川英司君）** それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、
8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○**議長（高橋裕子さん）** 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○**議長（高橋裕子さん）** 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、川邊優二さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○**議長（高橋裕子さん）** 次に、北崎義郎さんの任命について討論と採決を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 討論なしと認めます。

これから、北崎義郎さんの任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○**議長（高橋裕子さん）** ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○**議長（高橋裕子さん）** 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

（投票箱点検）

○**議長（高橋裕子さん）** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（浅川英司君）** それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、

8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。3 番林田俊策さん、12 番落合健治さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、北崎義郎さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋裕子さん） 次に、源島伸次さんの任命について討論と採決を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、源島伸次さんの任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋裕子さん） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、

8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。7番源嶋たまみさん、8番豊永好人さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、源島伸次さんの任命については同意することに決定いたしました。

議長の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) それでは、田嶋英功さんの任命について討論と採決を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、田嶋英功さんの任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、田嶋英功さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋裕子さん） 次に、田中英一さんの任命について討論と採決を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、田中英一さんの任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長（高橋裕子さん） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、田中英一さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) ここで暫時休憩いたします。

(午後 2 時 02 分休憩)

(午後 2 時 08 分開議)

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村一浩さんの任命について討論と採決を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、中村一浩さんの任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源鳴議員、
8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さん、開票の立会いをお願い

いたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、中村一浩さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) 次に、福屋豊さんの任命について討論と採決を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、福屋豊さんの任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き11名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。3 番林田俊策さん、12 番落合健治さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。
以上のおり賛成が多数です。
したがって、福屋豊さんの任命については同意することに決定いたしました。
議場の出入口を開きます。
(議場開鎖)

○議長（高橋裕子さん） 次に、本田茂さんの任命について討論と採決を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
これから、本田茂さんの任命についてを採決します。
この採決は無記名投票で行います。
議場の出入口を閉めます。
(議場閉鎖)

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。
次に、立会人を指名いたします。
多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんを指名します。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票は反対として取り扱います。
また、他事記載のある投票については無効といたします。
それでは投票用紙を配ります。
(投票用紙配付)

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。
(投票箱点検)

○議長（高橋裕子さん） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。
ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、点呼いたします。
2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、
8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは開票を行います。7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さん、開票の立会いをお願いいたします。
(開票)

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、本田茂さんの任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋裕子さん） これで、同意第 5 号、農業委員会委員の任命についてを終わります。

日程第 4 多良木町議会議員の派遣について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 4、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、配付しました資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等に変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任することに決定いたしました。

日程第 5 特別委員会の次の会期への継続調査について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 5、特別委員会の次の会期への継続調査についてを議題といたします。

議会広報調査対策特別委員会の委員長から、目下、委員会において調査中の事項について、多良木町議会会議規則第 74 条の規定によって、配付しました申出書のとおり、次の会期への継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の会期への継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、次の会期への継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整

理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長(高橋裕子さん) 令和3年度第7回多良木町議会(3月定例会議)を閉じます。

お疲れさまでした。

(午後2時30分散会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員